

北区消費生活センター
☎03-5390-1142
に電話しよう！



若者は「ターゲット」として狙われています。

成人年齢引き下げにより、18歳になると、自分の意志で高額な契約（買い物）や借金ができるようになりますが、すべて自分の責任となります。社会経験が浅く、契約等の知識が少ない若者は、特に消費者トラブルに巻きこまれやすいです。

契約トラブルで困ったときは、まずは消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター に相談すると・・・



【SNSがきっかけの副業トラブルに注意！】

【相談事例】

「短時間で稼げるよ」と勧められた副業に興味をもち、メッセージアプリで話を聞いた。仕事は簡単な作業で、試しにやってみたら、1回200円の報酬がもらえたので信用した。その後、「もっと楽に稼げる」と誘われてグループチャットに参加し、指定された個人名義の口座に参加費用20万円を振り込んだ。出金しようとしたら、その作業で私のミスがあったと言われ、修正費用45万円を請求された。

【アドバイス】

「簡単に稼げる話」は要注意です。申込みをする前に、よく確認し、内容を理解してからでも遅くはありません。指定される振込先の「個人名義」は都度変わることが多く、振込後の取戻しはほぼ不可能です。

【脱毛エステのトラブルに注意！】

【相談事例】

SNSで無料体験という脱毛エステの広告を見て、店舗に出向いた。無料体験後、担当者から2年間通い放題の全身脱毛コースを勧められた。通い放題ならお得だと思い契約した。1年経過後、予約が取りにくく希望通り受けられないことが続いた。中途解約したいと申し出たところ、契約は1年間で、2年目はサービスとなっている。1年過ぎていたので解約はできないと言われた。

【アドバイス】

「通い放題」と言われても、実際は施術回数や期間が決まっていて、その回数・期間終了後はサービスで通えるコースになっていることがあります。サービス期間に解約を申し出ても返金されないと言われる場合があるので注意が必要です。また、契約期間内に中途解約する場合、契約上の施術回数で精算されてしまい1回当たりの単価が高くなり、思っていたより返金が少なくなることがあります。

【害虫駆除サービスに関するトラブルに注意！】

【相談事例】

ゴキブリが出たので、ネット検索して「550円から」と広告している害虫駆除サービス事業者へ電話をした。見た事業者から、「ゴキブリの卵があるので卵抑制剤のほか、今後ゴキブリが寄ってこない薬剤処理が必要。全部で8万円になる」と言われた。高額で驚いたがゴキブリの卵を見せられて不安になり、仕方なく作業を依頼し、全額支払った。

【アドバイス】

電話をした際に、作業内容、見積額、出張費、キャンセル料の有無などを必ず確認しましょう。事業者が来訪した際は、作業前に見積書もらい、作業内容と料金の根拠を確認してください。説明に納得できない場合は、その場で契約をせず、きっぱり断りましょう。

【債務問題は専門家に相談しましょう！】

【相談事例】

5年程前からアイドルの推し活にはまり、グッズ購入やコンサートの遠征費用に収入のほとんどをつぎこんできた。現在、複数のカード会社から借入れをしており、残債は総額280万円程である。毎月の返済額が高額で、生活困難になっている。どうしたらよいか。

【アドバイス】

推し活やオンラインカジノにはまり、クレジットカードのリボ払いやキャッシングを使いすぎてしまう人のほか、副業や投資の「儲け話」に勧誘され、消費者金融で借金をしてしまう人など、高額な多重債務の相談が目立ちます。多重債務問題でお困りの方、まずは消費生活センターへご相談ください！債務整理の専門家におつなぎします。



令和8年9月発行
刊行物登録番号 8-1-052

発行 北区消費生活センター
電話 03-5390-1239